

◎確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」が送付される方

作成場所	作成方法	提出方法
ご自宅等	確定申告書等作成コーナー	書面
税務署の申告会場	申告会場のパソコン	e-Taxまたは書面
町の申告会場	職員が作成	書面
青色申告会などの指導会場	全て	e-Taxまたは書面

「確定申告のお知らせ」を送付します

前年の所得税または消費税の確定申告書の作成場所・作成方法・提出方法が左表のいずれかに該当する方で、翌年も申告が必要と見込まれる方には、確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」(はがきまたは封書)が送付されます。

※翌年も申告が必要と見込まれる方とは、事業・農業・不動産所得があり、青色申告決算書・収支内訳書の作成が必要な方、

予定納税や公的年金等所得がある方のほか、消費税の課税事業者の方等をいいます。

※ご自宅等で手書き作成した申告書を提出した方で、翌年も申告が必要と見込まれる方には、確定申告書用紙が送付されます。

※ご自宅等からe・Taxにより送信した方や、税理士に依頼して作成・提出をした方は、お知らせはがきは送付されません。

※確定申告書用紙や「確定申告のお知らせ」が無くても、各会場ですべて申告書を作成することができます。

社会保険料の納付額を確認できます

社会保険料(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料)は、確定申告などの社会保険料控除の対象となります。

納付額の確認を希望する方には、担当課で納付額確認書の発行を行っています。

なお、年金からの特別徴収(年金天引き)されている分の納付額確認書は発行できませんので、源泉徴収票で確認してください。

▼納付額の確認方法

対象期間 令和2年1月1日～令和2年12月31日

- 年金天引きの場合は、年金支払者(日本年金機構等)から発送される源泉徴収票で確認できます。本人以外が、社会保険料控除の申告をすることはできません。
- 納付書で納付している場合は領収書で、口座振替の場合は預金通帳で確認することもできます。

▼納付額の確認に必要なもの

運転免許証、保険証などの本人確認ができるもの  
 ※同一世帯以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

問 税務課住民税班 ☎(84)1212  
 住 民課国保年金班 ☎(84)1214  
 福 祉課介護班 ☎(84)1257

早期提出のための出張指導会です

決算・確定申告の相談会

個人青色申告者を対象に、町内2会場(横芝支部・光支部)による「記帳」と「決算・確定申告の相談」を行います。

横芝地区

と き 2月6日(土)  
 午前9時30分～正午  
 午後1時～4時  
 ところ 文化会館

光地区

と き 2月9日(火)・19日(金)  
 午前9時30分～正午  
 午後1時～3時  
 ところ 図書館 2階会議室  
 問(一社)東金青色申告会  
 ☎0475-52-1284

1/13

「会場」  
 東金商工会館

税理士による雑損控除に関する無料相談会

千葉県税理士会東金支部では、台風被害を受けた方を対象に、税理士による雑損控除に関する無料相談会を開催します。

と き 1月13日(水)

午前10時～午後4時

ところ 東金商工会館3階会議室

その他 事前予約不要

問 千葉県税理士会東金支部

☎0475(50)6322